

令和7年4月適用の看護師の修学資金貸与制度 利用者の募集を行います

1. 制度の目的

昨今の看護師不足の例に漏れず、紀南病院及びきなん苑においても看護師が不足しています。そこで、修学資金貸与制度により就学の幅を拡げ、将来の看護師の養成と確保を図ることとしました。この制度は、資格取得後紀南病院組合に勤務することを条件として、看護師養成学校就学中に毎月一定金額を貸与するものです。

2. 貸与者募集人数

若干名

3. 選考試験受験資格

- ・令和7年4月より看護師養成学校に入学を希望しているもので、平成6年4月2日以降に生まれたもの。
- ・現在看護師養成学校に在学しており、令和7年4月以降も在学しているもので、平成6年4月2日以降に生まれたもの。
- ・上記の養成学校を卒業後、直ちに紀南病院組合（紀南病院及びきなん苑）に勤務する意志のある者
 - ※1 住所の要件はありません。三重県以外の方、三重県外に進学される方でも応募できます。
 - ※2 准看護師学校は対象外です。また、卒業時、正看護師の資格を取得していただきます。
 - ※3 養成学校卒業後、正看護師の資格を取得できなかった場合は1年間の猶予期間があります。

4. 選考試験日時及び場所

日時：令和7年3月5日（水）午後1時45分から
（受付は午後1時30分～午後1時40分）
場所：紀南病院 4階 講義室

5. 選考試験内容

- ・作文
- ・個人面接

6. 応募に必要な書類

- ・紀南病院組合看護師修学資金貸与選考試験受験申込書
(紀南病院総務課で配布、又は紀南病院ホームページよりダウンロード)
- ・履歴書
- ・最終学校の学業成績証明書(調査書)

7. 必要書類交付及び受付

期間：令和7年2月20日(木)～2月27日(木)

平日の午前8時30分～午後5時15分

場所：紀南病院 本館1階 総務課

※郵送で応募する場合は必ず書留とし、2月27日(木)午後5時15分必着

8. 貸与金額及び期間

金額：月額5万円

期間：令和7年4月から養成学校就学中

(既に在学中の方も、令和7年4月から適用となります)

9. 修学資金の返還免除

養成学校卒業後、1年以内に看護師免許を取得し、直ちに紀南病院組合(紀南病院及びきなん苑)の常勤看護師として勤務に就き、修学資金貸与期間と同期間引き続き勤務した場合、修学資金の返還義務を免除します。

10. 修学資金の返還

次の場合、修学資金の返還を求めます。

- ①退学、死亡、病気等により修学が困難となったとき
- ②学業及び生活態度が著しく不良となったと認められるとき
- ③養成学校卒業後、1年以内に看護師免許を取得し、直ちに紀南病院組合の常勤看護師として修学資金貸与期間と同期間引き続き勤務しなかったとき
- ④紀南病院組合職員採用試験に合格しなかったとき
- ⑤その他、組合管理者が不相当と認めたとき

いずれの場合も、やむを得ない事情があると組合管理者が認めたときは、返還を全部又は一部免除することがあります。又は猶予期間を設けることがあります。

11. お問い合わせ

〒519-5293 三重県南牟婁郡御浜町阿田和4750

紀南病院 総務課 (TEL 05979-2-1333/FAX 05979-2-3357)